

「放射能汚染防止法」を 制定しよう

弁護士 山本 行雄



原発事故によるすさまじい放射能汚染。農産物や海産物が汚染され、母乳からセシウムが検出される。しかし、環境省は動く気配もなく、警察の現場検証もない。被害が出てから、慌てて被曝の「暫定基準値」を発表したり、場当たりに制定した「汚染特別措置法」は福島原発事故だけに適用されるもので、汚染土壌の収集、運搬、保管、処分などという言葉が並ぶものの、具体的な効果を想像することすらできない。

これは「法の空白」によるものです。環境・公害問題については、一連の環境関連の法律があります。しかし、環境基本法は放射性物質を適用除外にしています。水質汚濁防止法も、土壌汚染防止法も、大気汚染防止法も、放射性物質には適用されません。これに対応する「放射能汚染防止法」と言える法律もありません。放射性物質は特別扱いなのです。その結果、原発の世界は、危険な情報を無視し、安全神話を振りまき、データを誤魔化す。こ

んなことが当たり前になっていました。

被曝の影響についても無責任な情報が行っています。公害の規制は通常、有害物質が健康に害を及ぼすぎりぎりの線ではなく、ずっと低い値で規制します。これに違反した者は処罰される。こうして公害を防止し、人間や環境を守っていくのです。きちんとした規制法令があれば、「直ちに影響」があろうがなかろうが、将来の健康被害がどの程度であろうが、民事上・刑事上の責任が問われ、社会的にも「法律違反」と糾弾されるのです。

現在の原子力関連の法律は、原子力を利用するために作られた法律です。原発の「安全基準」も原発推進という目的の枠内のもです。これからの脱原発時代には役にたちません。

脱原発とそれに続く廃棄物の始末は、気の遠くなるような長い長い汚染との戦いになります。既に日本は広島型原爆の120万発にも相当する放射能汚染物質を生み出しました。これ以上汚染物質を増

やさず、今現実には警告されている老朽化原発の事故を阻止し、脱原発を早めるためにも「原発推進法体系」から「汚染防止法体系」に転換する必要があります。

脱原発は「汚染なき脱原発」でなければなりません。汚染防止法には、事故の危険性についての警告(情報)を無視したり軽視した関係者を厳しく罰する条項が必要です。

市民ネットワークが、生活者の視点に立つて放射能汚染防止法の制定運動に取り組み始めたことは、多くの消費者、農業、漁業に従事する人々の共感を得ていくと思えます。私も型にはまった法律論にとらわれず、共に取り組んでいきたいと思えます。

●プロフィール●1939年、北海道鹿追町生まれ。弁護士。日弁連公害・環境委員会原子力部会の一員として、放射性廃棄物問題調査やヨーロッパ核燃調査を担当。幌延問題道民懇談会事務局長など。市民ネットワークとは原発問題の他、環境条例や千歳川放水路問題で長い付き合いである。農家出身者として、農産物汚染を絶対に許さない法律を早く制定させたいと考えている。